

総合研究 ●教育と法● 教育と法 研究会

第122回 生徒のボランティア活動参加と学校の役割

星野 豊（筑波大学准教授）

2020年東京オリンピックの開催に向けて、各方面での準備が進んでいるが、それと共に様々な問題が認識されるようになっている。その中で、学校が特に考えなければならない点は、生徒がオリンピックに関するボランティア活動に参加することについて、学校としてどのような体制をとり、生徒の活動に対してもどのように関与し、あるいは関与すべきでないかであると思われる。

本稿では、ボランティア活動と単なる無償労働とがどのように異なるものであるか、また、が正確に認識されていないのではないか、とい

う批判は、最近になつて、多くの論稿や記事の中で、徐々に主張されるようになつてきた。実際、これまでの議論や報道を見ていると、地方自治体などの公的機関を含めて、実質的に「アルバイト募集」を行うような感覚や雰囲気の下に「ボランティア」を募集し、参加するボランティアの人数が予測ないしは必要とされる員数に不足するおそれがあることが懸念されると、関係機関における人間関係を通じて「動員」をかけようとする等、「無償の労働提供」を、特に若年者に対して社会的圧力と共に半強制的に求めている、と言わざるを得ない状況すら存在するよう思われる。

法的な側面に限つて言えば、ボランティア活動は、その参加から具体的な活動内容、さらには脱退に到るまで、すべてボランティア本人の任意の意思に委ねられるべきものであるから、仮に学校等で生徒に対してボランティア参加を教員が促し、生徒がこれに応じてボランティア参加の書式にその意思を形式上表明したとして

も、かかる意思是本人の翻意により無条件で撤回できるものであるし、生徒が未成年であれ

「ボランティア活動」と「無償労働」との区別

ば、保護者の判断により無条件で取り消されてしまう。このことから、ボランティアについては比較的安易に参加の意思を表明する生徒もそれなりの数に達するものと思われるし、また、実際にボランティアとしての活動が求められた際に、翻意して結果として参加しない者も、少なからず生ずることが予測される。

2 ボランティア活動と労働関係

しかしながら、そもそも、ボランティア活動は、「ボランティア精神」という、個人ないし団体としての自律した人格の存在を基盤とするものであり、その具体的な行動指針としては、自分の利益ではなく他者や社会全体の利益を図ることによって、ボランティア本人のさらなる人格的向上を目指すという、ボランティア本人における精神的経済的社会的余裕の結果としての活動にはかならない。要するに、ボランティア活動は、自分自身の利益を図ることを目的としている点、および、他人からの指揮命令に従うのではなく自分自身の自主的な判断と責任と

に基づいて行動する点において、「労働関係」とは根本的に異なるものなのである。

このように、ボランティア活動が、ボランティア自身の人格的な向上を目指すものであることからすれば、そもそも、精神面その他の点で余裕がある者でなければ、ボランティアとしての適格はなく、また、ボランティアの行動はボランティア精神に基づく他者や社会全体に貢献するための活動でなければならないため、労働

関係における労働者以上に、自身の行動に対して、適法、公正と共に社会的常識の観点からの節度が求められることとなる。

従つて、例えばオリンピックにボランティアとして参加するのであれば、観客と一緒に観戦を楽しむことなどもってのほかであり、活動時間帯はもとより休憩時間においても、労働者と同程度ないしはそれ以上の節度ある行動をしなければならない。また、一旦引き受けたボランティア活動については、引き受けが任意であるとしても、それを貫徹する責務を負っているのであって、任意参加であるという理由で中途でボランティア活動を中止ないし放棄すること

は、明らかにボランティア精神に反する行動と評価されることとなる。しかしながら、このよ

うなボランティア活動の立脚する精神的基盤や、ボランティア活動に対し求められる自律的な規範について、参加を申し出ている者や参加を募っている者がどこまで理解しているかについては、現状ではかなり心許ないと懸念せざるを得ないよう思われる。

3 ボランティア参加に対する学校の役割

以上のとおり、ボランティア活動は、単なる無償労働とは根本的に異なる基盤に立つものであるが、他方において、学校における生徒に対する教育の中に、生徒の学力向上のみならず人格的な向上を図ることも含まれる点については、およそ異論が生じないはずであるから、ボランティア活動を学校として生徒に推奨する」と自体は、学校教育の目的に外れるものでは全くない。しかしながら、生徒のボランティア活動参加が、生徒の人格的向上を目指す教育活動の一種という位置づけを行う限り、学校として

は、他の学校教育における局面と同様、場合によつてはそれ以上に、生徒を適切に指導教育する責務を負つてゐることとなる。

例えば、生徒がボランティア活動に参加することを希望した場合においては、そもそも当該生徒がボランティア活動を行うだけの資質と能力を有しているか、前述したボランティア精神を正確に理解しているかについて、適切な判断を行うことが必要となる。これは、要するに、「学校を代表する者」をボランティアとして参加させるのでなければ、当該ボランティアがその活動を通じて学校の評判を上げることも下げる事もありうるわけであり、事実上学校としてボランティア活動に参加しているのと、社会的には同一の評価を受けざるを得ない側面があるためである。

次に、ボランティア活動に参加しようとする生徒に対しては、ボランティア精神について改めて学校として指導教育を行つたうえで、生徒の行おうとしている活動が、「ボランティア活動」としての成果、すなわち、当該活動における他者や社会全体への具体的貢献のみならず、

当該生徒の人格的向上を図ることが可能となるよう、活動中あるいは活動後における指導教育を行うことが必要となる。なお、かかる指導教育の成果に係る微表として、当該生徒に対する成績評価を向上させ、あるいは、生徒の人格的評価に係る特記事項として位置づけること自体は、各学校の教育的裁量の範囲に位置づけられることがあることとなる。ただし、このようにボランティア活動に関して「成績」や「内申」が絡むことにより、生徒の行うボランティア活動には、その基盤となる考え方へ、著しく不純な思惑が入り込むことが避けられない。人の内心における行動の目的は、外部から判断しづらいものであり、人格的向上についても、本来客観的評価ができるものかは定かでない部分があるが、理論的に正しいとされる考え方が存在しない現状の下では、各学校の教育上の判断に委ねざるを得ないところであろう。

4 ボランティア参加における注意点……………

としては、生徒の多くが未成年であることから、保護者による監督体制を明確にさせたうえで、保護者に対しても前述したボランティア精神について十分理解させることを支援する必要があるが、この点については、学校の役割や立場が極めて微妙なものとなつてくる。すなわち、ボランティア活動が学校教育の中に制度として完全に組み込まれているのであれば、学校は生徒のボランティア活動に対する指導教育について全権限と全責任を負うことで役割が極めて明確となるが、現状では、生徒のボランティア活動は基本的に生徒個人が保護者の監督の下に行う学校外の個人的活動と位置づけざるを得ず、かかる活動が生徒自身の人格的向上につながりうる点において、学校からの指導教育、場合により評価を行うことが可能、という程度の不安定な役割しか学校は負つていない。このため、生徒や保護者が任意で提供してくる情報しかし学校は事実上取得することができず、学校全体としてボランティア活動を推進することもいささかためらわれるという、学校として責任を持つた指導教育を行うための十分な制度的環境

が整っていない状況にあるわけであり、学校として慎重な対応が必要である。

さらに、学校として厳に警戒しなければならない点として、生徒がボランティア活動中に事故や事件に巻き込まれる危険性をどのようにして排除するかについては、極めて慎重な検討が必要である。この点において、前述のとおり、ボランティア活動は労働関係と異なるため、労働関係法制における労働者保護の規律は原則として適用されず、また、ボランティアの行動に対する責任は、主催者や仲介者ではなく常にボランティア本人に帰せられることにも、十二分の配慮をしなければならない。かつ、かかる事故や事件の懸念は、ボランティア活動中のみならず、活動が一旦終了した後においても発生するおそれがあり、典型的には、連絡先の個人情報報を様々な形で悪用される危険などが考えられる。特に、個人情報の管理については、生徒と保護者に対して厳重な警戒をするよう勧告することが望ましく、場合によつては、一過性の連絡先を個別に設定して実住所等を不用意に公開しない工夫も、生徒の利益を守るために必要で

ある可能性が高い。

5 生徒のボランティア参加は必要か……

近年の日本でこれまでボランティアの活動が好意的に報道されてきたことは周知のとおりであるが、そこでは、ボランティア自身のボランティア精神に焦点が当たることはむしろ少なく、かかるボランティア活動を通じた「社会的評価」の上昇の方に、関心が向く傾向があつたようと思われる。このような傾向は、本稿で述べてきたボランティア精神を少なからず傷つけるものであり、かつ、多くの善意のボランティアの中に少数の悪意のある者が混入することによって、関連する他のボランティアやボランティア活動の対象者、さらにはボランティア活動全体についてまで、不信感が生ずる危険性が避けられない。そのような中で、生徒に対してボランティア活動に参加することが本当に必要であるか否かは、生徒本人を含めて改めて議論すべきであるし、周囲の大人の方がむしろ全体の霧雨気に流されている点がないかを、反省する

ことでも必要である。

実際、オリンピックについては、すべてがボランティア活動で成り立つているわけではなく、極めて多額の金員が複雑怪奇に動く中で、支払いの手間や労働管理を省略することを事実上の目的として「ボランティア」が提唱されているのではないかという疑いが生ずるほどに、ボランティア活動の位置づけが曖昧になってしまっている感がある。しかしながら、そのような状況の下においても、自己の自律的な判断の下に、自己の人格の向上を目的として自己のできる貢献を他者や社会全体に対して行うこと自体は、やはり高く評価されるべきであるし、また、学校として功利主義や利己主義ばかりを唱導することが、教育機関として適切な対応であるとも思われない。

結局、学校としては、学校教育として生徒のボランティア活動を適切に指導教育および評価することに専念するほかなく、かかる学校の体制や役割をどのように活かすことができるかは、個々の生徒の有する能力と人格とに委ねざるを得ないように思われる。